

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2015年度
第10号

2016年3月23日

文責 馬場 隆

欠員補充等の臨時的任用職員の定期健康診断 公費負担が実現!

高教組が要求していた、欠員補充等の臨時的任用職員の定期健康診断の公費負担が実現しました。この問題については、1月の確定交渉で、県教委から「公費負担のための予算要求を行う」という回答を引き出していました。公費負担のための予算を含む来年度予算が18日の県議会本会議で成立したことを受けて、県教委は、新年度から欠員補充等の臨時的任用職員を新たに定期健康診断の受診対象とすることを、各学校に文書で通知しました。

育休等の代替職員も含め11ヶ月以上継続任用される臨時的任用職員が対象

県教委の文書では、欠員補充や産休・育休

等の代替で、11ヶ月以上継続任用されることが予定されている人を対象とするとされています。

これまで、定期健康診断の費用が公費負担となっていなかったため、臨時的任用職員は各学校での定期健康診断の受診対象外とされていましたが、新年度からは他の職員と同様に受診することになります。また、次の年度も欠員補充で任用されることになった場合は、任用時に提出が求められる健康診断書を定期健康診断の結果のコピーで代用することが可能になります。



給与改定にともなう「差額」が25日に支給されます

県議会で今年度の県職員給与改定の条例が可決されたことにもなって、昨年4月以降の月々の給与及びボーナスについて、すでに支給された分との「差額」が25日に支給されます。これも、確定交渉で、月々の給与を0.21%（行政職平均）、ボーナスを0.1月分引き上げることで合意した内容を反映したものです。

ただ、本来であれば、10月の人事委員会勧告を受けて、確定交渉を行い、11月県議会で給与条例が改正され、12月に「差額」が

支給されるのが通例です。しかし、今年度については、安倍政権の思惑で、昨秋の臨時国会が開催されずに国家公務員の給与改定が遅れ、なおかつ、総務省が「地方公共団体における給与改定の実施については、国における給与法改正の措置を待って行うべき」として、地方公務員の給与改定に干渉した結果、年度末まで遅れてしまいました。

自分たちの都合を全国の公務員に押しつける安倍政権の身勝手さを糾弾しなければなりません。